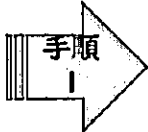


令和4年度分  
障害者福祉タクシー利用料金（タクシー券）  
自動車燃料費（ガソリン券）  
福祉有償運送料金（福祉有償運送券）

令和4年3月14日（月）～同年4月28日（木）

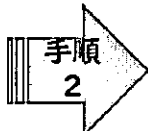
申請は郵送のみとし、利用券は簡易書留で郵送します  
同年9月30日（金）までは同じ枚数の助成が受けられます



申請書の入手

時期：3月14日（月）から

方法：「障害者福祉タクシー利用料金・福祉有償運送料金・自動車燃料費助成申請・変更届出書」の様式は、市ホームページで入手、障害福祉課・支所で配布。  
※右上に令和4年度用と記載があります。令和3年度用で提出せざるを得ない場合は、2重線で「令和4年度用」と訂正してください。）



申請書の提出

時期：3月14日（月）から4月28日（木）（必着）まで

方法：次の必要書類を障害福祉課へ郵送してください。

- 「障害者福祉タクシー利用料金・福祉有償運送料金・自動車燃料費助成申請・変更届出書」 ※必要事項の記入漏れがないことをご確認ください。
- 自動車燃料費助成の場合、本人又は同居家族の運転免許証と自動車検査証（営業車を除く）のコピー
- 令和3年1月2日以降に本市へ転入した人は、令和3年度（令和2年分）市町村民税課税証明書
- その他：所得超過等により助成ができない場合は、その旨を3月中旬頃に通知します。



利用券または助成券の送付

時期：令和4年度予算成立後3月28日頃から順次発送（申請数が多く処理に時間を要するため、1週間以上かかる場合もあります。ご了承ください。）予定です。

方法：簡易書留



利用券または助成券の利用開始

令和4年4月1日以降、交付された利用券または助成券をご利用いただけます。

自筆困難などの理由で郵送申請が難しい方は、3月28日（月）以降に障害福祉課窓口で代筆等を行います。

5月2日（月）以降は障害福祉課窓口での直接交付となります。

各支所での交付は実施しません。ご理解のほど宜しくお願いします。

問い合わせ先・送付先 鎌倉市 健康福祉部 障害福祉課 障害福祉担当  
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
電話 0467-23-3000 内線 2369・2367 FAX 0467-25-1443  
メール shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp